

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

令和4年10月26日

千葉県監査委員	宮原清貴
同	岩井雅夫
同	三瓶輝枝

4千総総第1000号

令和4年10月24日

千葉市監査委員 宮原清貴
同 岩井雅夫 様
同 三瓶輝枝

千葉市長 神谷俊一

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成31年度監査報告第8号、令和2年度監査報告第10号並びに令和3年度監査報告第9号及び第11号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) ア 実行委員会のあり方について検討すべきもの（市民局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>市民局（文化振興課）が所管する「千葉市メディア芸術振興事業」においては、実行委員会形式を採用し、市が事務局を担うとともに負担金を支出していた。実行委員会の収入の大部分を占めるのは市の負担金であり、また、会則はあるものの、会計や監査などに関する詳細な規程がなかった。</p> <p>実行委員会形式が採用される理由としては、市単独では発想し得ないアイデアや手法などについての意見交換が可能であったり、外部のマンパワーや資金を活用できたりするなどのメリットがあるためと考える。</p> <p>一方、実行委員会形式を採用した場合、事務の執行について適切に審査する仕組みを整備し、いかにその公正性や透明性を確保するかということが課題となる。殊に、市による予算執行と異なり、地方自治法上の制約がなく、支出などの事務について会計管理者や経理主任などのチェック機能が働かないため、実行委員会において、意思決定機関である総会、会計規程、第三者による監査などの体制が十分に整備されていない場合、会計事務の適正かつ公正な執行を確保できなくなるおそれがある。また、現金を取り扱うことが多く、紛失、盗難、横領などのリスクも抱えている。</p> <p>(イ) 指摘</p> <p>市による予算の直接執行の可否を含め、実行委員会のあり方を検討するとともに、実行委員会形式を継続する場合には、会計規程の整備、第三</p>	<p>「千葉市メディア芸術振興事業」については、令和4年度から、市による予算の直接執行（業務委託）での実施に変更した。</p>

<p>者による監査の実施など、リスクを軽減するための体制を整備することにより、事務の執行の公正性及び透明性の確保を図られたい。</p>	
<p>(2) イ 会計規則の改正及び決算報告に係る集計事務の見直しを図るべきもの (市民局)</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>市民局（スポーツ振興課）が事務局を担うスポーツ推進委員連絡協議会の会計規則第5条によると、総会で決定した会費の5分の3を事業会費、5分の2を事務局運営会費に充当することとされている。</p> <p>しかしながら、令和元年度会計決算報告によると、事業会費には会費の5分の2にあたる633,600円、事務局運営費には会費の5分の3にあたる950,400円が充当されていた。</p> <p>また、同会計決算報告における項目別の決算額について、協議会の会計帳簿に記録されている支出項目別の集計額と照合した場合、総合計額は一致するものの、各項目別の額については、旅費・宿泊費を除いて一致していなかった。</p> <p>(イ) 原因</p> <p>平成24年度からの全国連合会費の支出に伴い、会計規則の改正が必要であったにもかかわらず失念したためと考えられる。</p> <p>また、決算報告については、各地区へ支出した負担金について、各地区における支出内容に応じた項目に計上し直して決算額を集計していたため、協議会の会計帳簿との差異が生じたと思われる。</p> <p>(ウ) 指摘</p> <p>協議会の会計規則について、実際の執行を踏まえ、適切に改正するよう協議会に提案されたい。</p>	<p>千葉市スポーツ推進委員連絡協議会の会計規則については、同協議会理事会において、事業会費及び事務局運営会費の充当割合を実際の執行を踏まえ、令和3年4月1日付けで改正した。</p> <p>また、同協議会の会計決算報告については、令和3年度決算から、支出項目別の決算額と会計帳簿が一致するよう、集計方法を改めた。</p>

<p>また、協議会の決算報告についても、会計帳簿と一致するよう、集計方法を改められたい。</p>	
--	--

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) ア 文書を適切に保存すべきもの（都市局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>都市局においては、平成29年度に作成した保存期間を3年とする支出負担行為関係書（紙）の保存期間満了時に、誤って、保存期間を5年とする支出命令書（紙）（請求書の原本を添付したものをいう。以下単に「支出命令書（紙）」という。）と一緒に廃棄した。</p> <p>(イ) 原因</p> <p>千葉県公文書取扱規程（平成4年千葉県訓令（甲）第10号）によると、各所管課が共通に取り扱う事務に関するフォルダ名及び保存期間は総務局長が定めるものとされている。これを受けて作成された「共通文書に係るフォルダ一覧表」によると、支出負担行為関係書はその種別に従って3年、5年又は10年保存するものとされ、支出命令書はその種別に従って5年又は10年保存するものとされている。</p> <p>支出命令書（紙）については、平成28年度までは会計室が保存し、各所管課が支出命令書の写し（控え）を支出負担行為関係書と同一の簿冊に綴って保存していた。</p> <p>平成29年4月からの新財務会計システムの稼働開始等に伴い、支出命令書（紙）は会計室ではなく各所管課で保存することとなったが、多くの所管課が従前どおり支出命令書（紙）を支出負担行為関係書と同一の簿冊に綴っていた。</p> <p>公文書取扱規程においては、保存期間を異にする文書を一連の文書として整理する場合における当該文書の保存期間は、それらの文書のうち最も</p>	<p>文書の保存及び廃棄に関して、平成30年度以降に作成した文書については、保存期間を異にする文書を一連の文書として同一の簿冊に綴っている場合は、簿冊の背表紙等に最も長期の保存年限を記載し、誤廃棄しないように対策を行った。</p>

長期のものとするところ、監査対象部局において、簿冊の背表紙等に保存期間が短い「支出負担行為関係書」等の名称を記載して保存している事例が多数見受けられた。このため、支出負担行為関係書の保存期間満了時に、誤って、保存期間満了前の支出命令書（紙）も一緒に廃棄してしまうリスクが生じることとなった。

このような中、平成29年度に作成した3年保存の支出負担行為関係書については、令和2年度末でその保存期間を満了し廃棄の時期を迎えたことから、上記の誤廃棄のリスクが顕在化し、支出負担行為関係書と同一の簿冊で保存されていた5年保存の支出命令書（紙）が、保存期間満了前であるにもかかわらず誤って廃棄された。

(ウ) 指摘

文書の保存及び廃棄については、規則等に基づき、適正に行われたい。

保存期間を異にする文書を一連の文書として同一の簿冊に綴る場合には、簿冊の背表紙等に最も長期の文書名を記載する等、誤廃棄しないような対策を講じられたい。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(2) ア 文書を適切に保存すべきもの（財政局）</p> <p>(ア) 事案及び問題点</p> <p>財政局においては、平成 29 年度に作成した保存期間を 3 年とする支出負担行為関係書（紙）の保存期間満了時に、誤って、保存期間を 5 年とする支出命令書（紙）（請求書の原本を添付したものをいう。以下単に「支出命令書（紙）」という。）と一緒に廃棄した。</p> <p>(イ) 原因</p> <p>千葉県公文書取扱規程（平成 4 年千葉県訓令（甲）第 10 号）によると、各所管課が共通に取り扱う事務に関するフォルダ名及び保存期間は総務局長が定めるものとされている。これを受けて作成された「共通文書に係るフォルダ一覧表」によると、支出負担行為関係書はその種別に従って 3 年、5 年又は 10 年保存するものとされ、支出命令書はその種別に従って 5 年又は 10 年保存するものとされている。</p> <p>支出命令書（紙）については、平成 28 年度までは会計室が保存し、各所管課が支出命令書の写し（控え）を支出負担行為関係書と同一の簿冊に綴って保存していた。</p> <p>平成 29 年 4 月からの新財務会計システムの稼働開始等に伴い、支出命令書（紙）は会計室ではなく各所管課で保存することとなったが、多くの所管課が従前どおり支出命令書（紙）を支出負担行為関係書と同一の簿冊に綴っていた。</p> <p>公文書取扱規程においては、保存期間を異にする文書を一連の文書として整理する場合における当該文書の保存期間は、それらの文書のうち最も</p>	<p>文書の保存及び廃棄に関して、平成 30 年度以降に作成した文書については、保存期間を異にする文書を一連の文書として同一の簿冊に綴っている場合は、簿冊の背表紙等に最も長期の保存年限を記載し、誤廃棄しないように対策を行った。</p>

長期のものとするところ、監査対象部局において、簿冊の背表紙等に保存期間が短い「支出負担行為関係書」等の名称を記載して保存している事例が多数見受けられた。このため、支出負担行為関係書の保存期間満了時に、誤って、保存期間満了前の支出命令書（紙）も一緒に廃棄してしまうリスクが生じることとなった。

このような中、平成29年度に作成した3年保存の支出負担行為関係書については、令和2年度末でその保存期間を満了し廃棄の時期を迎えたことから、上記の誤廃棄のリスクが顕在化し、支出負担行為関係書と同一の簿冊で保存されていた5年保存の支出命令書（紙）が、保存期間満了前であるにもかかわらず誤って廃棄された。

(ウ) 指摘

文書の保存及び廃棄については、規則等に基づき、適正に行われたい。

保存期間を異にする文書を一連の文書として同一の簿冊に綴る場合には、簿冊の背表紙等に最も長期の文書名を記載する等、誤廃棄しないような対策を講じられたい。